

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 36

場所		生活を再建する、産業・都市を再生する / 復興段階 / H-4-1 「震災復興のまちづくり」
日時		

	主体					
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
時間軸	備えの段階	県民 ○震災後を視野に入れたまちづくり検討会への参加	地域 ○住民参加のまちづくり、将来像をもった住民合意を多様なチャンネルでつくっておくこと ○社会的役割、貢献をする事業所の活動を奨励しておく、つながりをもっておく	県・市町村 ●事前のまちづくりビジョンの提案(B-2-1) ○地域再建・再生方針の策定(コンセプトなど) ○文化財再建築の策定		
	地震発生時					
	応急・復旧段階		ボランティア ○新しいコミュニティづくりへの支援(復興住宅、新しいまちにおいて)	県・市町村 ○復興本部の設置、復興計画の策定		
	復興段階	県民 ●避難用通路の私有地の供出(A-2-1) ●新しい町づくりへの協力義務(道路拡幅、公園化等)(B-2-1) ●火気に強い街づくりへの協力(道路拡幅、防災帯の設置(公園)、地震に強い植樹への協力)(C-2-1) ○地域協働復興に対する理解を深める・相互に協力して復興に努める	町内会、自主防災組織等 ●地域のまちづくりプランニング協力する(A-2-1)(B-2-1) ●行政の復興計画に協力する(B-2-1) ○一人ひとりの意識の確立(協力) ○地域の声を聞く窓口を地域で構え、行政とのパイプ役をおこなうと共に、地域で孤独感や悩みを持つ人の軽減を図る	県・市町村 ○復興市民組織に対する情報・資機材の提供等の支援 ○復興計画に基づく復興対策の推進 ○被災前の地域を考慮した復興対策		